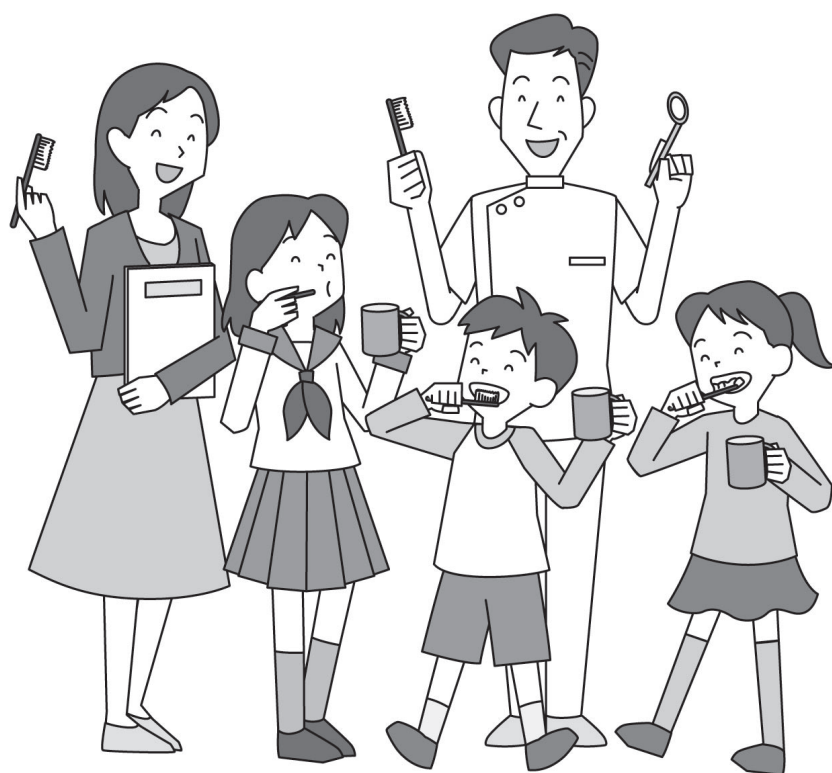


学校歯科医のための  
**歯・口の健康診断の手引き**  
2016年版



岡山県教育委員会  
一般社団法人 岡山県歯科医師会



# 発 刊 に 寄 せ て

岡山県教育庁保健体育課

課 長 福本 和宏

この度、岡山県歯科医師会の先生方の御尽力により、「学校歯科医のための歯・口の健康診断の手引き2016年版」が発刊される運びとなりましたことは、学校歯科保健の推進を図る上で、誠に有意義なことであり、心から敬意を表する次第であります。

さて、近年、日本は他国にも例をみない超高齢社会を迎え、『健康寿命の延伸』が国民的な課題となっており、高齢になっても健康に過ごすことができる、健康づくりを推進することが、ますます重要となっています。

歯と口の健康は、生涯自分の歯でしっかり噛んで食べることを可能にし、子どもから成人・高齢者に至るまで、健やかな成長と全身の健康だけでなく、質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしております。

こうした状況の中、とりわけ学齢期は、「他律的な健康づくり」から「自律的な健康づくり」へと移行する重要な時期であり、学校においては、子どもが自律的に口腔の健康を考え、その意義を理解し、「生きる力をはぐくむ」教育が求められてきております。

岡山県の学校保健概要調査によると、12歳児の永久歯の一人平均むし歯数は、県歯科保健推進計画の目標値である、1歯以下を平成23年度から維持しており、これも、関係者の皆様方が子どもたちのため、努力を惜しまず、熱意をもって精力的に取り組んできていただいている成果であると認識しているところでございます。

今後も、健全な食生活の基礎となる口腔機能を維持・増進させ、学校歯科保健が一層推進していくことで、健康寿命の延伸に大きく寄与するものと期待しております。

終わりになりますが、それぞれの地域の実態に応じて、この手引きが有効に活用され、これからの学校歯科保健の水準が更に向上・発展することを期待しますとともに、関係各位の一層の御尽力、御協力を御願いいたしまして「学校歯科医のための歯・口の健康診断の手引き2016年版」発刊に寄せての御挨拶といたします。

# 「学校歯科医のための歯・口の健康診断の手引き」発刊にあたり

一般社団法人岡山県歯科医師会  
会長 酒井 昭則

近年、子どもの健康課題が多様化する中、平成20年の中央教育審議会答申では「近年、重要性が増している子供の生活習慣病など、新たな健康課題についても、学校医、学校歯科医は正しい情報に基づく適切な保健指導を行うことが必要である」とし、学校歯科医はより専門的な見地から、保健管理だけでなく、保健指導や組織活動を通して、学校への支援の更なる充実が求められています。平成21年の学校保健安全法の改正では従来学校医、学校歯科医のみが行うとされていた「健康相談」が養護教諭その他の職員が相互に連携して行うことと規定され、子どもの健康課題に対して学校の全職員が取り組むよう求められています。平成20年に学習指導要領の改正も行われ、これらを受けて平成23年に「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」が改定されました。

また平成26年4月には学校保健安全法の施行規則の一部改正があり、歯と口腔に関連しては、

(1)健康診断をより効果的に行うため「保健調査」を全学年で実施する。

(2)事後措置の一環として、「健康診断結果のお知らせ」を全員に出す。

とされました。この変更は子どもの健康に対し保護者の協力や、学校における日常観察の重要性を意味しています。これらが平成28年4月施行されるにさきがけ、平成27年3月に「学校歯科医の活動指針」、平成27年7月に「児童生徒等の健康診断マニュアル」が改定されました。

岡山県では平成19年に「2007岡山県における歯・口の健康診断の手引き(改訂版)」を作成しましたが、その後の法改正等に伴い整合性が取れるようこの度「学校歯科医のための歯・口の健康診断の手引き2016年版」として新たに手引きを作成いたしました。この中では学校歯科医の職務について内容を追加し、健康診断については学校現場での混乱を避けるよう、「児童生徒等の健康診断マニュアル」に沿ったものとしています。検診上の新たな点としては検診記号のCO-SをなくしてCO要相談に含めたこと、乳歯のCOも判定すること、顎関節、歯列・咬合の判定における調査票の積極的な活用などがあげられます。

平成28年度の歯・口の健康診断より、本書をご活用いただき学校歯科医の先生方の活動の一助となれば幸いです。

末尾ながら本冊子作製にご尽力いただいた岡山県教育庁保健体育課並びに作成委員各位に対し、心から感謝申し上げます。

# 学校歯科医のための

## 歯・口の健康診断の手引き

## 目次

### I 学校保健

- 1. 学校保健の意義…………… 1
- 2. 学校歯科保健の意義…………… 1

### II 学校歯科医

- 1. 学校歯科医の法的な立場…………… 2
- 2. 学校歯科医の職務…………… 2
- 3. 学校歯科医に期待される今日的役割…………… 3
- 4. 学校歯科医の心構え…………… 3

### III 歯・口の健康診断

- 1. 健康診断の法的位置づけ…………… 4
- 2. 学校における健康診断の目的と役割…………… 4
- 3. 保健調査…………… 4
- 4. 歯・口の健康診断の実際
  - 1) 事前指導…………… 7
  - 2) 検査の準備…………… 7
  - 3) 歯・口腔の検査のすすめ方…………… 8
  - 4) 診断基準及び事後措置…………… 9
  - 5) 健康診断票（歯・口腔）への記入例…………… 11
  - 6) 健康診断票記入上の留意点…………… 12
  - 7) 健康診断に用いる記号と説明…………… 13
- 5. 事後措置
  - 1) 健康診断結果のお知らせ…………… 14
  - 2) 保健指導…………… 16
  - 3) 健康診断結果の分析と評価…………… 17
  - 4) 健康相談…………… 17
  - 5) 児童虐待（身体的虐待、ネグレクトなど）への対応…………… 17

### 附録 就学時健康診断

- 1. 就学時健康診断の法的位置づけ…………… 18
- 2. 就学時健康診断における歯科検診の目的と意義…………… 18
- 3. 検診の方法と判定…………… 18

# I 学校保健

## 1. 学校保健の意義

人の生涯にわたる健康づくりは、乳児期のように自らの健康が概ね保護者等の手にゆだねられ管理されている「他律的健康づくり」の時期から、成人期以降の自らの思考・判断による意志決定や行動選択による「自律的健康づくり」へと移行していかなければなりません。その大切な転換期が学齢期です(図1)。換言すれば、歯・口の健康づくりを含む学校における健康教育の在り方が、国民の一生の健康づくりの方向や質を決定すると言え、それだけに学校における健康教育を一層重視する必要があります。

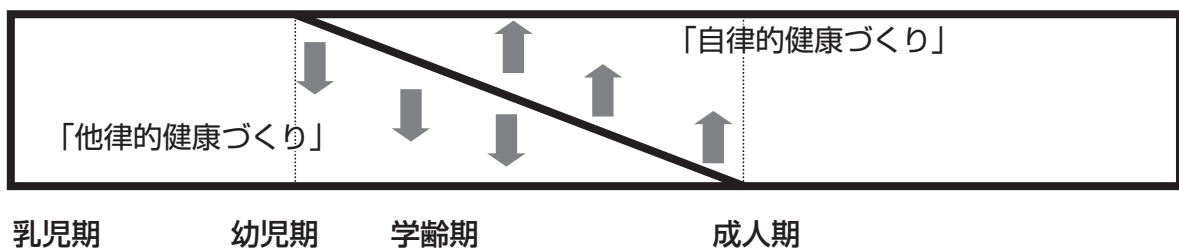


図1 生涯にわたる健康づくりからみた学齢期の重要性の概念

## 2. 学校歯科保健の意義

一般に健康そのものに対する興味や認識が低い子どもに、病気の実体が見えない生活習慣病を理解させることは容易ではありません。このことから、鏡を見ることによって体の状態や変化を直接的に観察することができる歯や口は、極めて貴重な学習材(教材)となりえます。

さらに、朝や就寝前の歯みがき、あるいは規則的な間食の摂取などの行動は、子ども自身が自らを律することが必要であるばかりでなく、生命を尊重する態度の育成など、豊かな人間性をはぐくむことにつながります。すなわち「生きる力」の育成に直結した学習材(教材)であると言えるのです。

## Ⅱ 学校歯科医

### 1. 学校歯科医の法的な立場

学校歯科医は歯科医師法による「歯科医師」としての身分と学校保健安全法第23条に定められた「学校歯科医」の身分を併せ持っています。その身分は公立学校においては、非常勤の嘱託的性格を持つ職員であり、学校を管轄する行政・教育委員会が学校歯科医を委嘱します。

### 2. 学校歯科医の職務

学校保健は「保健教育」「保健管理」、そしてそれを側面から支える「組織活動」の3本から成り立っており、学校歯科医が学校の中で受け持つ学校歯科保健活動はそれぞれにまたがっています。

#### 1) 歯科保健教育

歯科保健教育に関する具体的な仕事としては、次のようなものがあります。

- (1) 歯科保健に関する事柄について、学級活動、学校行事などに必要な教材や資料の提供及び助言をする。
- (2) 学校歯科医がゲスト・ティーチャー（G・T）として教育の場に直接出向いて子どもと接する機会を持つ。
- (3) 健康診断結果の分析から、事後措置としての保健教育が必要な場合、必要な助言を行う。

\* 学校歯科医は教育の専門家ではないので、学習指導案は主として学級担任等が作成し、内容について学校歯科医の意見を求める形で協議していくのが良い。



#### 2) 歯科保健管理

歯科保健管理に関する仕事は、学校歯科医の基本的な仕事であり、次のようなものがあります。

- (1) 歯・口の健康診断(定期・臨時・就学時)を行い、処置(予防と治療)及び保健指導を要する者をスクリーニングする。
- (2) 歯・口の健康相談を行う。
- (3) 歯・口の疾患の予防処置及び保健指導を行う。
- (4) 健康診断時に個別の歯科保健指導を行う。
- (5) 事後措置として健康診断結果を集計分析し、学校・学年・学級の状態を把握し、課題や問題点を学校保健委員会に提出し改善策を提案する。
- (6) 事後措置として精密検査や治療処置が必要な者には受診を勧めるよう指示する。
- (7) 事後措置の一環としてCO・GOなどを有する者に対し継続的な観察や指導を行う。





### 3)組織活動

組織活動に関する仕事としては、次のようなものがあります。

(1)「学校保健安全計画」の立案に際して、歯科保健の部分についてはもちろん、より広い見地から学校保健全般について意見を述べる。



(2)学校保健委員会・地域学校保健委員会へ参加し、学校・家庭・地域の人々と子どもの歯・口の健康づくり推進や、健康に関する課題について提言したり意見を述べる。

(3)学校保健関係者(教職員、学校医、学校薬剤師)とのコミュニケーションを図り、子どもの健康づくりを推進するための協力体制を築く。このためには学校歯科医本来の仕事の他、運動会、入学式、卒業式等学校行事や地域の行事に積極的に参加することが望ましい。

### 3. 学校歯科医に期待される今日的役割

生きる力をはぐくむために歯科保健教育がより重視されるようになった今日では、学校歯科医は従来からの歯科保健管理はもちろん、より積極的に教育に参与することが推奨されてきています。また、近年の子どもの健康課題の多様化に対応して、学校歯科医はより専門的な見地から、保健管理だけでなく、保健指導や組織活動を通して、学校への支援の更なる充実が求められています。



### 4. 学校歯科医の「心構え」

学校現場の教諭、とくに歯科保健教育を担当する担任教諭との接点を直接求めることは一般には困難な場合が多いと思われます。学校歯科医にとって身近な存在の養護教諭や保健主事、時には校長、教頭(副校長)等と日頃から意思の疎通をはかり、学校の状況や校長の教育理念によく耳を傾け、非常勤職員として協力する心構えが大切です。



## Ⅲ 歯・口の健康診断

### 1. 健康診断の法的位置づけ

児童生徒等の健康診断は、学校保健安全法の規定に基づいて行われ第13条に「学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない」とされ、施行規則により「毎学年、6月30日までに行うものとする」とされています。

### 2. 学校における健康診断の目的と役割

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、健康診断はその中核に位置します。また学習指導要領では健康診断は健康安全・体育的行事として例示されていて教育活動の一面もあります。

つまり、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという大きく二つの役割があります。

また、学校における健康診断は医学的な立場からの確定診断を行うものではなく、「健康」「要観察」「要医療(治療、精密検査)」にスクリーニング(ふるいわけ)することを目的としています。

#### ○歯・口の健康診断

①自分の歯や口の健康状態を把握する



②健康診断で見つかった課題を学校での保健教育、保健管理に生かす



③児童生徒の自律的な健康管理を目指す



④卒業後も自己管理と定期的な専門的管理を自発的に行える児童生徒の育成を目指す

### 3. 保健調査

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、保健調査の実施時期を、小学校入学時及び必要と認めるときから、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに変更になりました(平成28年4月施行)。

このことは、家庭での健康観察など保護者の協力や学校における日常観察の重要性を意味します。健康診断を円滑に実施し、健康状態をよりの確にかつ総合的に評価するためには、事前に保健調査を行い歯・口の健康状態を把握しておくことが望ましく、保健調査票やアンケートで得た情報は、検査を効率よく進めるため、学校歯科医の補助資料となるようまとめる必要があります。数年間継続使用できるものが望ましいが、「歯・口についてのアンケート」も有用です。

例1 保健調査票（他科と併用）

健康の記録（中高生用） 氏名（ ）

この票は、事前にお子さんの健康状態をよく把握したいと思いますので、該当する項目の□中に○印をつけてください。なお、検診結果・発育測定については学校で記入します。

からだのようす		学 年			1 年			2 年			3 年		
		○印	検診	結果	○印	検診	結果	○印	検診	結果	○印	検診	結果
日常の健康状態	内科	熱を出しやすい											
		頭痛をおこしやすい											
		腹痛をおこしやすい											
		吐きやすい											
		下痢しやすい											
		便秘しやすい											
	科	動悸や息切れがする											
		立ちくらみをおこしやすい											
		湿疹やじんましんがでやすい											
		乗り物に酔いやすい											
		その他 (病名 症状 )											
		耳鼻科	耳が遠いと思う										
中耳炎になりやすい													
かぜをひいていない時鼻汁が多い、鼻がつまる													
鼻血がでやすい													
口蓋扁桃がはれ、熱が出ることが多い(年 回)													
普段口をあけている													
いびきをかくことが多い													
今かかっている人は、その病名を記入 ( )													
眼科	遠くを見るとき目を細める												
	本を読んだりすると目の疲れ、頭痛を感じる												
	眼をかゆがる												
	眼に関する最近の異常( )												
	いつから眼鏡・コンタクトレンズを使用しているか、 眼科で処方されたものか ( )												
皮膚科	はだがかゆいことがある												
	はだがあることがある												
	発疹(ブツブツ)がでしやすい												
	かぶれやすい												
	皮膚がうみっぽかったり、ただれたりする												
	生まれつき皮膚病がある												
歯科	歯ぐきから血がでやすい												
	口臭が気になる												
	歯が痛むことがある												
	口があきにくいことがある												
	歯ならびが気になる												
発育測定	学 年	1 年			2 年			3 年					
	学 期	1	2	3	1	2	3	1	2	3			
	身 長(cm)												
	体 重(kg)												
	座 高(cm)												
	肥満度(%)												
	視 力	右	( )			( )			( )				
		左	( )			( )			( )				
聴 力													
予 防 接 種													

例2 保健調査票（歯科用）

保護者様

平成 年 月 日

歯・口の保健調査(アンケート)にご記入ください

このアンケートは、今年度 月 日に歯科健康診断を実施するにあたり、日頃の健康状態を教えてください。いただき診断をより正確に行うため、また、その後の学校での保健指導のために必要なものです。お手数ですが必ずご記入お願いいたします。

\*学校歯科医に相談したいことがありましたら、相談の欄にご記入ください。

(記載上の不明な点は、学級担任または養護教諭までお問い合わせをお願いいたします)

〇〇学校長  
学級担任

以下のアンケートに記入し〇月〇日までに学校に持ってきてください。

保健調査票(歯科)

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名

歯科健康診断では、歯、歯肉、歯並び、かみ合わせ、顎関節、歯垢の状態などを検査します。あてはまる方に○をつけてください。

1. 口を開け閉めした時に、あごの関節で音がすることがありますか。  
( はい ・ いいえ )
2. 口が開きにくかったり、開くときに痛みを感じるがありますか。  
( はい ・ いいえ )
3. 歯並びが気になりますか。  
( はい ・ いいえ )
4. 歯肉から血が出ますか。  
( はい ・ いいえ )
5. 歯が痛んだり、しみたりしますか。  
( はい ・ いいえ )
6. 食べ物が飲み込みにくいことがありますか。  
( はい ・ いいえ )
7. 口の臭いが気になりますか。  
( はい ・ いいえ )
8. COをご存知ですか。  
( はい ・ いいえ )
9. GOをご存知ですか。  
( はい ・ いいえ )

【学校歯科医に相談したいこと】

## 4. 歯・口の健康診断の実際

### 1) 事前指導

担任や養護教諭は、子供が主体的に健康診断を受けるためには、児童会・生徒会活動など全校での働きかけとともに、学級活動において意識づけを図っていくことが大切です。内容としては、健康診断の予告、健康診断のねらい、昨年度の健康診断結果の紹介、健康診断を受ける時の心構え、健康の自己チェックなど。また、掲示板等を利用して、用語の解説や、CO・GOの写真やその解説等を掲示し、健康診断に対して主体的に臨む態度を育成するように工夫したり、食生活や生活習慣、歯・口の清掃についての資料を掲示したりして日頃の生活を振り返る機会にするとよいでしょう。この機会にブラッシング指導を行い、児童生徒が歯の清掃をしてから検査を受けるようにすることも考えられます。



### 2) 検査の準備

#### 会場

学校歯科医の位置は、室外から入る光も考慮し、窓を背にして配置する。

#### 照明器具

常に十分な照度をもったスポット照明器具を準備するなど、照明は、口腔内が500ルクス以上になる照度が望ましい。

#### ミラー

ミラーは、鏡面に傷のない反射率の十分なもの、一定の大きさのものを使用する。使用されたミラーの鏡面は唾液など汚れが付くので、十分に洗浄し、滅菌して使用する。学校歯科医の指が児童生徒等の口に触れないように、ミラーを両手に持ち、2本のミラー（ダブルミラー）で検査することもあるので、十分な数を用意するのが望ましい。

#### 歯科用探針

使用する探針は先端が鋭利でないもの又はWHOのCPIプローブを用いる。

#### ピンセット、舌圧子等

歯と口腔の検査ではミラー、探針以外の検査器具を使用することは多くないが、ときにピンセットや舌圧子等を使用することがあるので、最小限の準備が必要である。

#### 器具の消毒・滅菌

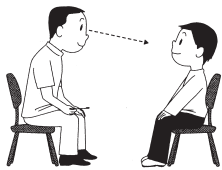


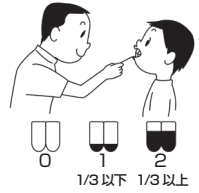
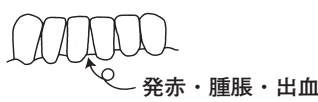

事前に数を揃え滅菌を済ませる。近隣の学校と連携するセンター方式の採用もよい。器具はオートクレーブ等による滅菌が望ましい。

#### 手指の消毒

学校歯科医が検査開始前及び検査途中で手指消毒できるように薬液を準備しておく。検査時にはグローブを着用する。

### 3) 歯・口腔の検査のすすめ方

検査は口の中だけを検査するのではなく、まず視診により、顔面、口の状態を外部から検査し、次に口の開閉状態、顎関節の状態を検査し、口腔内へ移って歯列・咬合、歯垢の付着状態、歯肉の状態、歯の状態(歯式の欄)、その他の疾病及び異常という順序で検査をすすめていきます。健康診断票(歯・口腔)は左からこの順に検査項目が並んでいます。検査時にはなるべく手指を口腔内に入れないようにすることが重要です。状況に応じて、手指の薬液消毒やグローブの交換を行います。検査は視診を中心にを行い、必要に応じて探針を用います。

①	保健調査票で本人の状態や問題点を確認する。	
②		口を閉じて姿勢を正して座らせ、姿勢・顔面・口(口唇・口角を含む)の状態を外部から検査する。 異常あり→学校歯科医所見欄に記入
③		顎関節部に指を当て、口を開閉させて、顎関節の状態を検査する。 ◆顎関節 異常なし → 0 定期的観察が必要 → 1 専門医(歯科医師)による診断が必要 → 2
④		口を開閉させて、歯列・咬合の状態を検査する。 ◆歯列・咬合 異常なし → 0 定期的観察が必要 → 1 専門医(歯科医師)による診断が必要 → 2
⑤		かみ合わせた状態で前歯部の歯垢の付着状態を検査する。 ほとんどなし → 0 歯面の1/3以下 → 1 歯面の1/3を越える → 2
⑥	 GO = 歯石が付いていない歯肉炎 G = 歯石が付いている歯肉炎	かみ合わせた状態で前歯部の歯肉の状態を検査する。 異常なし → 0 定期的観察が必要(GO) → 1 専門医(歯科医師)による診断が必要(G) → 2
⑦	小窩裂溝 平滑面  CO 着色 白濁・白斑・粗造面	口を開けて歯の状態を検査する。 現在歯、むし歯、処置歯、喪失歯、要注意乳歯 要観察歯、中心結節、過剰歯、エナメル質形成不全等 CO → 要観察または要相談 C → 要治療
⑧	一連の流れの中で粘膜等その他の口の状態を検査する。	
⑨	児童生徒等が抱えている問題や相談があればそれに応じる。	

4) 診断基準及び事後措置

	診断	診断基準及び注意事項	所見	事後措置											
顎 関 節	0	異常なし													
	1	診断基準0と2の間で定期的観察が必要と思われるもの		要観察（通知）											
	2	顎の変位：開口障害・疼痛等が著しいもの		治療指示											
歯 列 ・ 咬 合	0	異常なし（矯正歯科治療中は0とする）													
	1	診断基準0と2の間で定期的観察が必要と思われるもの		要観察（通知）											
	2	歯列・咬合に著しい異常が認められるもの													
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>下顎前突 前歯部2歯以上の 逆被蓋</td> <td></td> <td>上顎前突 オーバージェット が7～8mm以上 (デンタルミラーの 直径の半分以上)</td> <td></td> <td>叢生 隣接歯が互いの歯 冠幅径の1/4以上 重なり合っている もの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>正中離開 上顎中切歯間の空 隙が6mm以上 (通常のデンタル ミラーのホルダー の太さ以上)</td> <td></td> <td>開咬 上下顎前歯切縁間 の空隙が6mm以上 (通常のデンタルミ ラーのホルダーの 太さ以上)。ただし、 萌出が歯冠長の1/3 以下のものは除外</td> <td colspan="2">その他 これら以外の状態で特に注意すべ き咬合並びに特記事項（例えば、 過蓋咬合、交叉咬合、鉗状咬合、 逆被蓋（たとえ1歯でも咬合性外 傷のあるもの）、軟組織の異常、過 剰歯、限局した著しい咬耗など）</td> </tr> </table>		下顎前突 前歯部2歯以上の 逆被蓋		上顎前突 オーバージェット が7～8mm以上 (デンタルミラーの 直径の半分以上)		叢生 隣接歯が互いの歯 冠幅径の1/4以上 重なり合っている もの		正中離開 上顎中切歯間の空 隙が6mm以上 (通常のデンタル ミラーのホルダー の太さ以上)		開咬 上下顎前歯切縁間 の空隙が6mm以上 (通常のデンタルミ ラーのホルダーの 太さ以上)。ただし、 萌出が歯冠長の1/3 以下のものは除外	その他 これら以外の状態で特に注意すべ き咬合並びに特記事項（例えば、 過蓋咬合、交叉咬合、鉗状咬合、 逆被蓋（たとえ1歯でも咬合性外 傷のあるもの）、軟組織の異常、過 剰歯、限局した著しい咬耗など）		
	下顎前突 前歯部2歯以上の 逆被蓋		上顎前突 オーバージェット が7～8mm以上 (デンタルミラーの 直径の半分以上)		叢生 隣接歯が互いの歯 冠幅径の1/4以上 重なり合っている もの										
	正中離開 上顎中切歯間の空 隙が6mm以上 (通常のデンタル ミラーのホルダー の太さ以上)		開咬 上下顎前歯切縁間 の空隙が6mm以上 (通常のデンタルミ ラーのホルダーの 太さ以上)。ただし、 萌出が歯冠長の1/3 以下のものは除外	その他 これら以外の状態で特に注意すべ き咬合並びに特記事項（例えば、 過蓋咬合、交叉咬合、鉗状咬合、 逆被蓋（たとえ1歯でも咬合性外 傷のあるもの）、軟組織の異常、過 剰歯、限局した著しい咬耗など）											
歯 垢	0	ほとんどなし													
	1	歯面の1/3以下の付着		要観察（通知）											
	2	歯面の1/3を超える付着		要観察（通知）											
歯 肉	0	異常なし													
	1 (GO)	歯肉に軽度の炎症が認められるが、歯石沈着は認められず、注意深いブラッシングを行うことによって炎症が消退するような歯肉を有する者	GO	要観察（通知）											
	ZS	歯肉に炎症は認められないが、歯石沈着が認められる者 学校歯科医所見欄にZSと記入し、受診を指示する	ZS	治療指示											
	2 (G)	歯石沈着が認められる等、歯肉に炎症を有する者	G												
う 歯	CO	(ア) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの (イ) 平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの	CO	要観察（通知）											
		(ウ) そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、(ア)や(イ)の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合、学校歯科医所見欄に「CO要相談」と記載する。	CO 要相談	要精検（通知）											
	C	視診にて明らかな実質欠損（う蝕）が認められる歯（C <sub>1</sub> ～C <sub>4</sub> はCとする）	C	治療指示											



## 岡山県における定期（臨時）健康診断時の診断基準及び事後措置

事後措置に関する留意事項	健康診断結果の通知について
<p>図の基本的な判定基準を参考として、発達段階に対応したリスクの可能性を検討して判断する。歯科健康診断での判定は、矯正治療の必要性を判断するということではなく、将来口腔の健康、全身の健康にとって、どのようなリスクが考えられるかを、教育し認識させることが必要。保健調査票の活用、健康相談、個別指導を行うことが望ましい。</p>	<p>1 問題がなかった者 問題がなかった者にもその結果を通知し、現在の状態を保つよう指導する。</p> <p>2 「要観察」の対象となる者 C O、G O、歯垢付着、顎関節-1、歯列・咬合-1の者については「歯・口の健康診断結果のお知らせ」で経過観察の通知をする。</p> <p>3 「要治療・精検」の対象となる者 C、C O要相談、G、Z S、顎関節-2、歯列・咬合-2は、「歯・口の健康診断結果のお知らせ」で受診をすすめる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯肉の状態は歯科医が判定し、0・1・2に○をつける。この判定結果をもとに学校において、学校歯科医の所見欄に1→G O、2→Gと記入する。</li> <li>● C O、G Oの事後措置は学校での観察・指導と併せて、学校歯科医の対応や地域の医療機関（かかりつけ歯科医等）の専門家による継続的な指導・管理を行われることが望ましい。</li> <li>● G及びZ S、C及びC O要相談の事後措置については、学校において、「歯・口の健康診断結果のお知らせ」等で保護者に精密検査・治療が必要であることを知らせる。</li> </ul>	<p>4 「要注意乳歯」(×)がある場合は、保護者に精密検査・治療が必要であることを知らせる。</p> <p>5 「喪失歯」(△)と判定された者で補綴処置が必要と思われる者については、保護者に精密検査・治療が必要であることを知らせる。</p> <p>6 歯ならび、かみ合わせのみに問題があるが、治療意欲がない者は、その旨を、保護者通信欄にて届ける。</p>





## 6) 健康診断票記入上の留意点

岡山県における取り扱いを示すので、次の各事項に留意して記入すること。

項 目	留 意 点
1 顎関節	0・1・2に○を付ける。
2 歯列・咬合	0・1・2に○を付ける。
3 歯式：現在歯	<p>※ 歯科医が記入するもの：歯科医は歯式の下の方欄に健全歯を診査し、（\、／、連続-）いずれかの記号を記入する。</p> <p>※ 学校が転記するもの：学校で養護教諭等が正式な用紙に記入する時には、実際の健康診断の現場で空欄に記入されてある記号をみて、次のように記入する。</p> <p>① 健全歯（\、／、連続-）、処置歯（○）、う歯（C）、要注意乳歯（×）、要観察歯（CO）の記号が記載されている歯のすべてを現在歯と記入する。</p> <p>② 健全歯の歯式の数字の上に、（\、連続-）の記号を記入する。</p>
4 歯の状態	<p>① 歯式記入欄を見て、それぞれの合計を計算し、具体的な数字を記入する。</p> <p>② 喪失歯（△）と判定された者で、補綴処置が必要と思われる者は、学校歯科医の所見の欄に歯科医が「要補綴」と記入する。</p>
5 その他の疾病及び異常	<p>① 具体的に歯科医が疾病名及び異常を記入する。ただし、精査・治療が必要と思われるもののみ記入すること。</p> <p>② 学校において歯式記入欄を見て、要注意乳歯（×）があれば転記する。なお、その他の疾病及び異常がある場合は、保護者に精査・治療が必要であることを知らせる。</p> <p>「要注意乳歯」とは、精密検査・治療が必要な乳歯を示す。判定にあたっては、晩期残存し後継永久歯や歯列に障害を及ぼす恐れのある乳歯である。また、分類上はあくまでも要注意乳歯であり、抜歯が必要と考えられるような重度のう歯は、「う歯（C）」として取り扱うこと。</p> <p>〈具体的なその他の疾病及び異常の例〉 癒合歯、過剰歯、欠如歯、奇形歯、エナメル質形成不全、斑状歯、その他の発育異常、小帯異常、歯周疾患以外の軟組織疾患、唇顎口蓋裂、発音障害、口臭等で精査・治療が必要と思われるもの。</p>
6 学校歯科医の所見	<p>学校歯科医が必要と認める所見を記入、押印し、その月日を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要観察歯がある場合には、歯式欄に加え、この欄にもCOと記入する。</li> <li>・歯肉の状態を判断して、「1」と診断した場合は、歯周疾患要観察者「GO」と記入する。</li> <li>・歯肉の状態を判断して、「2」と診断した場合は「G」と記入する。</li> <li>・「学校歯科医欄」は、学校歯科医の指示のもとに学校において、必要事項を記入しても差し支えない。</li> </ul> <p>※ 歯科医が記入するもの：CO 要相談、ZS、要補綴、㊟（総合的に判断し、環境の変化や生活習慣が口腔等に現象として著明に認められる者）がある者は記入する。</p> <p>※ 学校で転記するもの：CO、GO、G、う歯要受診、（歯列・咬合-1、2、顎関節-1、2）等</p>
7 事後措置	<p>① 学校で記入する。</p> <p>② 具体的には、学校で実際に行った指導事項（ブラッシング指導等）、事後措置、治療完了の月日等を記入する。</p>

7) 健康診断に用いる記号と説明

**(注) 2016 年度より変更となった点**

- \* CO は乳歯にも用いる。
- \* CO-S の記号はなくなり、CO で精密検査の必要な場合は学校歯科医の所見欄に「CO 要相談」と記入する。
- \* 顎関節、歯列・咬合の1については健康診断結果のお知らせで経過観察を指示する。
- \* 顎関節、歯列・咬合の判定には保健調査票を活用するのが望ましい。

	記号	説明
現在歯	＼	現在萌出している歯は、斜線または連続横線で消す。過剰歯は数えず、「その他の疾病及び異常」の欄に記入。※ 岡山県では歯科医が健全歯に（＼）をしたものを学校でC、O、×を含め転記している。
要観察歯	CO	(ア) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの。 (イ) 平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの。
要精検		(ウ) そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、(ア) や (イ) の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合、 <u>学校歯科医所見欄に「CO要相談」と記載する。</u>
未処置歯	C	視診にて歯質にう蝕性病変と思われる実質欠損が認められる歯。2次う蝕も含む。確定診断ではないのでC1、C2、C3、C4は全てCと記入。治療途中の歯もCとする。
喪失歯	△	むし歯が原因で喪失した歯。乳歯には用いない。 補綴処置が必要と思われるものについては、学校歯科医の所見欄に歯科医が「要補綴」と記入する。
処置歯	○	充填、補綴（冠、継続歯、架工義歯の支台等）によって歯の機能を営むことができる歯。
歯周疾患要観察者	GO	歯肉に軽度の炎症が認められるが、歯石沈着は認められず、注意深いブラッシングを行うことによって炎症が消退するような歯肉を有する者。
歯周疾患罹患患者	G	精密検査や診断・治療が必要な歯周疾患が認められる者。
歯石沈着	ZS	歯石の沈着が認められるが歯肉に炎症が認めれない者。 学校歯科医所見欄に歯科医が「ZS」と記入する。
要注意乳歯	×	晩期残存し、後継永久歯や歯列の障害を及ぼす恐れのある乳歯。 (残根状態の場合はCとし要注意乳歯とは判定しない)
要対応	⊙	歯科健康診断の際、視診により、いじめや虐待と思われる顔面・口腔内への外傷が確認できる者。多数歯未処置歯（10本程度）や重度う歯が多数認められ前年度の歯科健康診断後に処置の痕跡が認められないような者など総合的に判断し、環境の変化や生活習慣が口腔等に現象として著明に認められる者に対し、学校歯科医の所見欄に⊙を学校歯科医が記入する。身体的虐待・ネグレクト（無視・育児放棄）が疑われる場合等もこの中に含め、⊙の記載されている児童・生徒については、学校で総合的に判断し対応する。「健康診断結果のお知らせ」には、転記しない事。 ⊙とは、歯科健康診断結果より学校に注意を促す意味での略号であり岡山県歯科医師会と岡山県教育委員会が取り決めた独自の補助記号です。

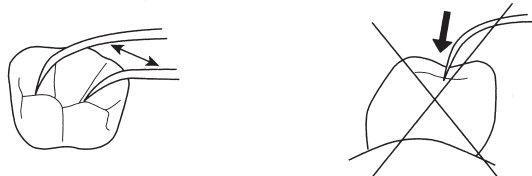
## \* 観察歯(CO)の検出基準(新)

要観察歯(CO)：視診にて明らかな窩は確認できないが、う蝕の初期病変の徴候(白濁、白斑、褐色斑)が認められ、放置すると歯に進行すると考えられる歯である。状態を経時的に注意深く観察する必要がある歯で、記号COを用いる。

- (ア) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの
- (イ) 平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの
- (ウ) そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、(ア)や(イ)の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合、学校歯科医所見欄に「CO要相談」と記載する。

## \* 学校での歯・口の健康診断における探針の使用について

探針はプラーク・食渣の除去や裂溝の填塞物・充填物の有無の確認を目的とする診査の補助器具として用いる。しかし、探針の使用により児童生徒の大切な歯牙を破壊したりするようなことのないように注意する必要がある。下図に示すように探針の先を水平的に動かし垂直的に圧をかけないように注意する。



## \* シーラントおよび乳歯のフッ化ジアミン銀(サホライド)塗布歯の判定基準

- ・シーラント処置歯は健全歯とする
- ・実質欠損を伴う(C<sub>1</sub>～C<sub>4</sub>)サホライド塗布歯・・・未処置歯(C)
- ・実質欠損を伴わないサホライド塗布歯・・・健全歯(/)

## 5. 事後措置

学校保健安全法第14条では「前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等の措置をとらなければならない」と規定されています。健康診断は、事後措置が十分行われて初めて意義のあるものとなります。「健康診断結果のお知らせ」を出すだけでなく、その結果を子供が自分の健康課題と捉えて自分で解決する力を身に付けるように支援することが必要です。

### 1)健康診断結果のお知らせ

健康診断結果は、健康診断終了後21日以内に子ども及びその保護者に通知しなければならないとされています。また、現在の健康状態とそれに対する事後措置(保健指導)を重視して、健康と認められる子どもも含め結果は全員に通知することになっています。

(例) 歯・口の健康診断結果のお知らせ

平成 年 月 日

保護者様

学校・幼稚園

校(園)長名

歯・口の健康診断結果と受診のおすすめ

(なお、健康診断は精密検査ではありませんのでご了承ください。)

年 組 氏名

このたびの定期健康診断の結果は、下記の○印のとおりでした。

健康診断の時には特に問題は見つかりませんでした。これからもこの状態を保つために、歯みがきや食生活に注意すると共に、定期的にかかりつけ歯科医のチェックを受け、歯・口の健康づくりに心がけましょう。
--

経過観察のみに○印のある人は、各家庭で歯みがき・食生活に十分な注意が必要です。また、かかりつけ歯科医による継続的な指導・管理を受けることをおすすめします。

経	CO (シーオー)	穴があいた状態のむし菌にはなっていませんが、そのまま放置するとむし菌が進行する可能性が高い菌があります。
過	GO (ジーオー)	歯肉(歯ぐき)に軽度の腫れや出血がみられます。そのまま放置すると歯肉炎が進行する可能性が高くなります。
観	歯垢(しこう)	歯みがきが不十分で、むし菌や歯肉炎の原因になる歯垢が残っています。
察	顎関節 歯列・咬合	経過観察や適切な指導が必要です。

下の欄に○印のある人は、早めに精密な検査、適切な治療や相談を受けることをおすすめします。治療および相談が終わりましたら、受診結果を記入していただき学校(園)に提出してください。

受診のおすすめ	治療や検査等が必要な項目	受診結果
	a. 精密検査が必要と思われる菌があります。	ア.治療終了 イ.経過観察
	b. 治療が必要と思われるむし菌があります。	ア.治療終了 イ.経過観察
	c. 歯石が付着しています。	ア.治療終了
	d. 治療が必要と思われる歯肉炎があります。	ア.治療終了 イ.経過観察
	e. 歯ならび、かみ合わせに問題があります。	ア.治療開始 イ.その他
	f. 顎の関節に問題があります。	ア.治療終了 イ.経過観察
	g. その他( )	ア.治療終了 イ.その他

※受診のときに、保険証のある方は必ずご持参ください。なお、歯列矯正は保険対象外となります。

平成 年 月 日

医療機関名

歯科医師名

㊞

保護者へのお願い 上記受診おすすめ項目のうち e.歯ならび、かみ合わせのみに○印がある場合で、相談・治療を希望されない場合は下記の保護者欄により保護者名を記載し、学校(園)に提出してください。

保護者欄：歯ならび、かみ合わせに問題があったときの相談・治療を希望しません。

保護者名



## 2)保健指導

基本的には指導によって定期的観察の状態が健康の側にシフトすることをねらいとします。定期的観察が必要な者(CO、GO、歯列・咬合、顎関節)への保健指導は、次に掲げる例示点等に留意して、保健指導の効果が発揮されるようにする必要があります。

### (1) CO・GOに対する指導

CO(要観察歯)はそのまま放置すればむし歯に進行する可能性が高く、事後の観察・指導が必要であり、さらに、積極的な保健指導、予防処置を行うために、かかりつけ歯科医との連携も考えられる。

当該児童生徒にはCOの部位を認識させ、むし歯にならないように自覚させる。歯の清掃や必要に応じて食生活の改善や生活リズムの改善、むし歯予防処置を勧める。具体的には、フッ化物についての正しい知識・フッ化物配合歯磨剤の使用やフッ化物洗口・フッ化物塗布によるフッ化物の利用法を教えることが大切である。

3～6ヵ月後に臨時健康診断を行い、状況に応じた対策を指示する。良好な状態が保たれば安易に治療に入らないように気をつける。

GO(歯周疾患要観察者)は口腔清掃不良で歯垢の付着があり、歯肉に軽度の炎症がある者である。当該児童生徒に認識させ、歯肉の改善に向けて自覚させる。歯の清掃や必要に応じて食生活の改善や生活リズムの改善の指導を行うとよい。3～6ヵ月後に臨時健康診断を行い、状況に応じた対策を指示するとよい。歯の清掃を適切に行い、歯垢除去を図れば、炎症は改善する。

### (2) 歯列・咬合の定期的観察が必要な者への指導

現状では医療機関での精密検査や相談、治療が必要とは判定できないが、将来そうなる可能性があるか、あるいは軽度の不正がある者は、定期的観察が必要な者として学校で指導の必要がある。こうした不正は咀嚼する力の低下や構音障害をもたらしたり、歯列の乱れや咀嚼不全からむし歯、歯肉炎のリスクファクターとなる可能性がある。こうしたことを理解するよう指導し、咀嚼、発音、歯口清掃に気を付けるよう注意を促す。また、審美障害を伴うことも多いので、本人や保護者が気にしているかどうか配慮した指導をすることが重要である。

### (3) 顎関節の定期的観察が必要な者への指導

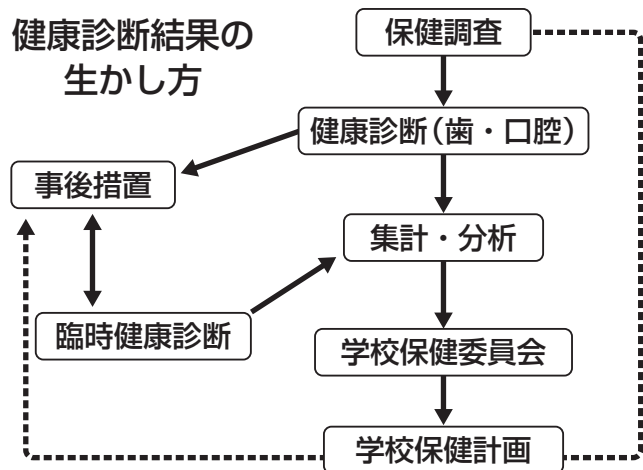
顎関節の定期的観察が必要な者は、開閉口時に下顎が偏位する、顎関節部に雑音(クリック音、クレピタス音)がある、などの症状を持つ者である。原因については心理的ストレス、咀嚼機能の低下、歯列・咬合異常、頬杖や姿勢等が挙げられる。食事の時には噛む回数を増やし、両側で均等によく噛む習慣をつけるように指導する。

(1)(2)(3)いずれの場合もそれぞれの児童生徒の状況に応じて、学校歯科医は養護教諭や保健主事、学級担任等と協議して最も適切なやり方によって保健指導や経過観察を行うようにするとよい。

同時に地域の医療機関(かかりつけ歯科医等)や家庭との連携を図る方法を検討すべきである。

### 3)健康診断結果の分析と評価

保健調査の結果に基づいて、健康診断を行うことで、個人に対してはすぐに事後措置を指示できますが、学級、学校、さらには地域の課題に対して事後措置を行うためには、検診結果を集計分析しなければなりません。集団としての結果を分析することによって、この学年はCが多いとか、Gが多いとか、4年生から急にGOが増加するとかを知ることができます。こうした課題を学校保健委員会の議題に揚げ、次年度の学校保健計画に組み込むことで、課題解決に向けた保健活動が動き出すこととなります。



### 4)健康相談

「学校保健安全法」の改正によって、「健康相談」は学校医または学校歯科医に限らず、学校薬剤師を含め関係教職員が積極的に参画するものとされました。これは、近年児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、



学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員各々が有する専門的知見の積極的な活用に努めるという趣旨によります。このことにより、学校歯科医は、専門家としての知見を関係教職員各々と共有し活用しながら「健康相談」に当たることとなりました。

健康診断の事後措置として行われる健康相談は、疾病の予防や治療の相談に対し、子どもや保護者に症状を説明し、療養の指導や生活指導を行って、学校と家庭の協力のもとに1日も早く軽快するように指導することが中心となります。また、健康教育上の意義を考えると、健康相談にあたり、学校歯科医は専門的立場から判断し、個別にきめの細かい指導をすることになるので、これは学校歯科医の行う保健指導ないし健康教育の場であって、子どもにとっては貴重な体験となります。

### 5)児童虐待(身体的虐待、ネグレクトなど)への対応

健康診断あるいは健康診断票から児童虐待が疑われる不自然さに気づいたときには、養護教諭や担任教諭に情報を提供し、最終的には学校長に報告します。岡山県では独自に検診記号㊦を作っているのですが、健康診断時に疑いのある場合は歯科医師の所見欄に記入し、記入した旨養護教諭又は担任教諭に報告します。



# 附 録

## 就学時健康診断

### 1. 就学時健康診断の法的位置づけ

就学時健康診断は、学校保健安全法の第11条に定められたものであり、「市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあたって、その健康診断を行わなければならない。」としています。就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が学齢簿を作成し入学通知を行う就学業務と関連して、いわばその就学事務の一環として行うものです。健康診断の検査項目は学校保健安全法施行規則の第3条に定められており、歯科については、「歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。」となっています。

### 2. 就学時健康診断における歯科検診の目的と意義

歯及び口腔の疾病及び異常の有無を検診する目的は、歯及び口腔に疾病・異常が発生しているか否か、また、歯及び口腔の形態・機能の異常によって、児童生徒等が学校教育を受け日常生活を過ごす上で支障があるかどうかを歯科医学的立場から判断することです。

### 3. 検診の方法と判定

被検査者と正面から向かい合い、顔全体を観察し、左右のバランスなどを診て、次いで開口させ、歯及び口腔を観察する。検診は、視診を中心に行い、必要時に探針を用いる。

学校歯科医が記載する項目は以下のとおりです。

#### (ア)う歯数

- ・う歯は、乳歯、永久歯ともに未処置歯又は処置歯に区分し、それぞれの欄に数を記入する。う歯治療中のもの、及び処置がしてあるが齲蝕の再発等によって処置を要するようになったものは未処置歯とする。COは就学時の健康診断では区分しない。

#### (イ)その他の歯の疾病及び異常

- ・要注意乳歯は要精検と区分し、歯科医師所見欄に当該歯の部位と所見を記入する。
- ・歯列不正・咬合異常があるものは要精検と区分し、その旨記入する。
- ・その他、上顎正中過剰歯、第一大臼歯のエナメル質形成不全など口腔の機能上障害を及ぼすと認められる場合にその旨記入する。

#### (ウ)口腔の疾病及び異常

- ・歯周疾患のあるものは要精検と区分しその旨記入する。GOは就学時の健康診断では区分しない。
- ・唇裂、口蓋裂、舌小帯異常、舌の異常、その他口腔軟組織疾患・異常などがあって、口腔の機能上障害を及ぼすと認められる場合にその旨記入する。

\*要精検とは歯科医師による精密な検査が必要なもの。

#### (エ)担当歯科医師所見

- ・就学後に養護教諭などに伝えておきたい事項を記入する。

就 学 時 健 康 診 断 票

						健康診断 年月日		
就学 予 定 者	氏 名		性 別	男 女	保 護 者	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	年 齡			現 住 所		
	現 住 所					就学予定 者との 関 係		
主 な 既 住 歴								
予 防 接 種		ポリオ 麻疹	BCG 風疹	3種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） 日本脳炎				
栄 養 状 態	栄養 不良			耳 鼻 咽 頭 疾 患				
	肥満 傾向							
脊 柱				皮 膚 疾 患				
胸 郭				歯	齲 乳 歯	処 置		
視 力	右	( )			歯 数	永 久 歯	未 処 置	
	左	( )				永 久 歯	未 処 置	
聴 力	右				その他の歯の疾病及び異常			
	左							
眼の疾病及び異常				口 腔 の 疾 病 及 び 異 常				
そ の 他 の 疾 患 及 び 異 常								
担 当 医 師 所 見								
担 当 歯 科 医 師 所 見								
事 後 措 置	治 療 勸 告							
	就学に関し 保健上必要な 助 言							
	そ の 他							
備 考								

教育委員会名

参考文献

- 1) 児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂)日本学校保健会 2015年
- 2) 学校歯科医の活動指針(平成27年度改訂版)日本学校歯科医会 2015年
- 3) 「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり 文部科学省 2011年
- 4) 2007岡山県における歯・口の健康診断の手引き 改訂版 2007年

---

学校歯科医のための  
歯・口の健康診断の手引き・2016年版

平成28年2月 発行

編集委員

黒住 正三 横見由貴夫 黒木 祐二  
柴田 宏 山本 忠浩 宮城 淳

発行者 岡山県教育委員会  
一般社団法人 岡山県歯科医師会

発行所 岡山市北区石関町 1-5  
TEL 086-224-1255

---

印刷 株野村 Printing Office

